

クマ類の保護管理に係る都道府県アンケートの結果

このアンケートは、都道府県におけるクマ類の集落・市街地への出没に対する対応状況などについて把握することを目的としています。

(アンケートの内容)

- ・ 出没情報の収集について
- ・ 出没時の対応について
- ・ 出没抑制対策について

送付先：クマ類が分布する 34 都道府県

送付形式：メール送信

回答方式：選択および記述方式

回答数：33 都道府県

回答率：97%

問1. クマ類の集落や市街地への出没情報について

問 1-1. 出没情報の収集状況

回答数	33
収集	31
未収集	2

問 1-2. 出没情報の収集頻度（複数回答可）

回答数(都府県数)	28
出没情報を把握次第、すぐに報告がある	18
週に一回程度、報告がある	0
月に一回程度、報告がある	4
不定期に報告がある	3
定期的に県が報告を求めている	3
その他	4

【その他（具体的に）】

- ・ 警察本部から情報提供を受けている。
- ・ 出没情報は、警本部が情報を集約しており、その情報を当課が定期的に聞取りしている。
- ・ 新聞掲載情報を集計
- ・ 今年度から、都度の報告とは別に、年明けぐらいに市町村に対して照会をかける予定
- ・ 県域統合型 GIS システムへの登録

問 1-3. 出没情報について、「情報公開による注意喚起」以外の活用事例

- ・ 出没時に、出没個体の足跡サイズや頭数などの基本的情報のほか、ヒグマの行動を記録するとともに、道が定めた判断基準に基づき有害性を4段階で判断している。これにより、有害性の高い「問題グマ」の生息数推定を試行的に実施した。
- ・ 分布や生息状況などの把握
- ・ モニタリング調査の一環として生息分布域やその動向を推定するために利用
- ・ 行動調査とあわせて考察し、県からの注意喚起に活用している。
- ・ ツキノワグマの生息分布域の推定
- ・ 適切な保護管理の推進
- ・ 生息状況調査のサブデータとして活用

問 1-4. 出没情報の収集や活用方法についての課題

- ・ 警察や市町村役場など、出没時の通報先が統一されておらず、正確な数値が把握できていない。
- ・ 出没のマスコミ報道があると住民の関心が高まり、目撃情報が増える傾向が見える。
- ・ 地域によってクマに対する考え方に温度差があり、精度のばらつきがある。
- ・ 情報としては警察への通報が最も多いが、必ずしも市町や県の担当部局へ情報伝達となされないこと、また目撃場所の特定ができていないことがある。
- ・ 市町村によって、出没情報の扱いに違いがあること。例えば、クマの出没が珍しい市町村の場合は、目撃、足跡等の情報があればすぐ報告してくるが、クマの出没が珍しくない市町村の場合は、一定期間（概ね1か月）経過後に報告があるため、集計が遅れがちである。
- ・ 出没情報の定義（範囲）が、目撃、痕跡、被害などどこまで含めるのか、はっきりしていない。一般住民や登山者などによる個体の目撃情報については、信頼性に欠ける面があり扱いが難しい。
- ・ イノシシ等の誤認と思われるものが多い。
- ・ 目撃者、市町村等からの目撃情報が県へ上がってくるまでに実際の目撃時間から時間が経ってしまうことがある。
- ・ 同じ場所での出没情報が多くあるが同一個体か複数個体か不明。
- ・ 情報が警察や市町を通してくるため、連絡が遅くなりがち。
- ・ 基本的に目撃情報の確度を確認したうえで報告してもらうため、報告から情報公開までに多少時間がかかる。
- ・ 情報が多くなると市町村担当者の記録が追いつかない。

- 出没情報の収集は、ほとんどの地域で実施されている。
- しかし、収集体制の整備が不十分な事例もあった。

問2. 出没時の対応について

問 2-1. クマ類が集落や市街地へ出没した際の対応手順（出没マニュアル）の作成状況

回答数	33
作成	27
未作成	6

【未作成（理由）】

- ・事例が稀である。
- ・クマの目撃情報もなく、出没の可能性がかなり低いため。
- ・作成のノウハウがない。
- ・市街地などに出没した場合、臨機応変な対応が必要になるため。

【未作成（対応）】

- ・国が作成しているマニュアルを活用している。
- ・県、市町村担当者、警察、猟友会員で連携し、現場対応
- ・市町村と警察による対応。市街地周辺での銃器による捕獲の場合、警察官からの指示が必要である。また、出没だけであれば周辺住民への注意喚起などを市町村が行う。
- ・出没の都度、市町、県、警察、猟友会、自治会等と協議のうえ対応
- ・出没があった際に検討

問 2-2. 出没時の対応全般に関する意見・課題

- ・出没時の状況は複雑化しており、これら簡易なマニュアル等のみでは判断が困難なケースが多く、特に市町村担当者が現場で苦慮する事例が多い。
- ・住宅地では鳥獣保護法による対応に限界があり、警察官職務執行法の速やかな適用が望ましい。
- ・他県での情報の活用について知りたい。
- ・事例が稀であるため、対応についてのノウハウや対応出来る人材が確保出来ない。
- ・わなで有害鳥獣捕獲されたクマの放獣について、放獣場所がないため、実施は困難であること。（錯誤捕獲の場合も放獣は困難である。）
- ・県、市町村、警察署、捕獲隊の迅速な情報共有が大切であると考えている。
- ・警察官がいない場合の突然の出没時において、捕獲許可がなくても捕獲できる、又は捕獲に当たって、口頭申請、口頭許可等で対応できるよう制度改正等をお願いしたい。
- ・市街地に近い地域ほど、放獣に対する理解が得られにくいので、移動放獣はより困難になると考えられる。県のマニュアルでは①放獣②譲渡③殺処分の順で検討することとしているが、市町村毎の事情あるため、マニュアル通りには進まないことも考えられる。
- ・全国統一のマニュアルの作成をお願いしたい。

- ・環境省告示により狩猟禁止となっている地域個体群において、この個体群がどのような状態になれば、狩猟制限を見直すのか具体的な生息数、生息区域等が示されていない。このため、放獣等を実施する際、住民からの質問に対し、対応に苦慮している。

➤ クマ類が集落や市街地に出没した際の対応方針の整備は進みつつあるが、対応方針作成後の実施体制の整備は十分ではない。

問3. 出沒抑制抑制対策について

問 3-1. 出沒抑制抑制対策の実施状況

回答数	32
実施	18
未実施	14

【未実施（理由）】

- ・本県におけるクマ被害は、サイレージ用とうもろこしや生食用とうもろこし、ミツバチの巣箱等が主体で、被害地域が広範で被害が散発的に発生することから、出沒抑制の取組は行っていない。
- ・エサとなる残飯などの生ゴミや廃棄農作物を放置せず、ゴミ箱等で厳重に管理するなど、人里に誘引する原因を作り出さないよう呼びかけているが、緩衝帯の整備など対策は行っていない。
- ・集落周辺の森林の管理やヤブの刈り払い、誘引物の管理は地元住民主体で実施されることが望ましいが、範囲が広いため一律に進められない。また、予算的にも困難である。
- ・人家周辺にクマの出沒情報があった場合には檻を仕掛け、捕獲して奥山に放獣しているため、常時の出沒抑制は行っていない。
- ・被害を回避・軽減するため、誘因物の除去、住民への注意喚起、テープ巻き等の防除対策を優先して実施している。
- ・耕作放棄地の草刈や未収穫農作物の処分を地域ぐるみの対策としてお願いしているが、助成等を行っていない。
- ・指針には被害防除対策を進めることを明記しており、市町村に対して指導しているが、実際の場面では各市町村の取り組みに委ねている。
- ・保護管理計画に基づき、行政及び地域住民等で連携して森林の整備、下草刈り等の生息環境管理を計画している。
- ・地域事情に応じた対応が必要であるため、地元の市町村が独自に行っている。
- ・出沒数が多くないため
- ・出沒回数が少なく、出沒時に誘引物の除却等個別対応している。

- ・ 出沒事例がない。

問 3-2. 出沒抑制抑制対策のうち代表的なものの実施事例

→別紙 1 を参照。

- 出沒抑制抑制対策は、十分に実施されておらず、対策を市町村に一任している事例もある。
- 対策を実施している場合でも、効果のモニタリングを実施していない、維持管理が不十分なため効果が持続しない事例などがあつた。
- 効果を実感している事例は 5 割程度に留まっており、効果的な出沒抑制対策の実施が課題と言える。

都道府県におけるツキノワグマ出没抑制に向けた取り組み（1/3）

対策名	農地周辺の刈り払い	春季管理捕獲	誘引物の適正管理	学習放獣	森林獣害対策事業	実のなる木の植栽事業	-	-	-	-	-
実施年度	平成15年度～	平成14～16年度	平成12年度～	平成25年度	平成19年度～	H24	-	-	10年以上前から	10年以上前から	10年以上前から
対策の概要 (例：バッファゾーン整備、柿の木伐採)	道路や農地周辺の草本や低木を刈り払うことによりバッファゾーンをつくり、クマの出没を抑制する。	問題を起こす可能性が比較的高いオスを計画的・効果的に捕獲（先取り捕獲）することで、事故や被害の未然防止を図る。	住民や農業関係者に対する、生ごみや規格外作物などのクマを誘引する物質の適正管理の普及啓発	唐辛子スプレーなどで学習付けした上で、奥山に放獣	クマ等の出没が確認された森林を対象に、除間伐や藪刈り払いの森林整備を実施。	クマなど野生動物の餌場の確保のためミスナラやブナなど実のなる木を植栽するもの	すみ分けをはかるため里山林の再整備、耕作放棄地の解消	河川敷の草刈りによる移動経路の断絶	誘引物の除去	緩衝帯の整備	電気柵の設置
対象種	クマ	クマ	クマ	クマ	主としてクマ	クマなど野生動物	クマなど野生動物	クマなど野生動物	野生鳥獣	野生鳥獣	野生鳥獣
実施主体 (例：県独自・市町村独自・国と共同・NPO)	国土交通省、市町村、農家	県、市町村、猟友会	市町村、住民	県	県補助による市町村主体事業	県単独	県単独	県 国土交通省	市町村（協議会）、集落、住民	市町村（協議会）、集落、住民	市町村（協議会）、集落、住民
効果のモニタリング	有	有	無	有	無	無	無	無	客観的な効果判定は行っていない	客観的な効果判定は行っていない	客観的な効果判定は行っていない
モニタリング方法	出没状況	出没や問題の発生件数		電波発信機を装着					客観的な効果判定は行っていない	客観的な効果判定は行っていない	客観的な効果判定は行っていない
対策実施直後の効果	有	無	有	検証中	有	無	無	無	客観的な効果判定は行っていない	客観的な効果判定は行っていない	客観的な効果判定は行っていない
効果の持続性	モニタリングを伴う試行時には継続的效果を確認		不明	検証中	効果は持続している。				客観的な効果判定は行っていない	客観的な効果判定は行っていない	客観的な効果判定は行っていない
課題や改善点	効果は認められるものの、コスト負担を敬遠し、農業者自身による実施は進んでいない。	春季管理捕獲の実施以降、夏～秋の出没件数や問題件数が減少したという明確な結果は得られなかった。	モニタリングはされていないものに、実感として効果は各地で確認されている。地域の意識の違いで、取り組みに差が生じている。	放獣場所の確保が難しい。		即効性のある対策ではない。	里山林の整備と耕作放棄地の解消を同一地域で面的に取り組む、など一連のエリアとして効果的に実施されていない。	効果的な時期に実施できる場所が少ない。		維持管理による機能の持続	維持管理による機能の持続

都道府県におけるツキノワグマ出没抑制に向けた取り組み (2/3)

対策名	鳥獣被害対策緊急支援事業	ツキノワグマ行動把握調査	クマレンジャー事業	森づくり事業	集落で取り組む鳥獣被害対策確	公益森林整備事業	電気柵設置	集落環境の改善	春季捕獲	集落環境点検	鳥獣特措法事業
実施年度	平成23年度	平成24年度	平成13年度～	平成24～26年度(予定)	平成24年度	H17～	-	平成21年度～	平成25年度～	平成23年～	H24
対策の概要 (例：バッファゾーン整備、柿の木伐採)	地域住民が主体となった被害防止・軽減に向けた取組を支援するもの。クマが近寄らないためオニグルミの木を伐採した。	放獣個体に発信機を装着し、学習放獣の効果検証と効果的な追い払いを調査。	クマの里山への定着を防止するため、クマレンジャーを指名して、パトロール、追い払い等を実施。	クマ等の集落や農地への侵入防止対策として、住民たちが緩衝帯を設置。(その他自治会活動として柿のもぎ取りツアーの開催や電気柵の管理を行っている)	クマ等の野生鳥獣が農地へ侵入するのを防止するため、周辺の樹木の伐採、電気柵の設置、カキやクリの伐採・選定などを行った。	長期間放置された荒廃森林を強度に間伐し、針葉樹・広葉樹が入り混じった混交林に転換し、森林のもつ多面的機能の発揮を図る	農地等への電気柵設置	被害が集中している地区の集落環境を点検し、下草刈りや廃果の除去を実施	春季捕獲により、銃器による追い払い効果による被害抑制を図る	集落周辺の未利用果樹木を地域住民と共に確認し、未利用果樹木の撤去や緩衝帯の設置を行った。	緩衝帯整備、追い払いなど
対象種	クマ	クマ	クマ	クマなど	鳥獣全般	クマ等	クマ他	クマ	クマ	クマ	クマ等野生動物
実施主体 (例：県独自・市町村独自・国と共同・NPO)	地域住民の会 (任意組織) ※事業は県独自事業	県独自	県独自	自治会(県の交付金)	市、市町鳥獣協議会	森林所有者	市町村	大学、集落、市町村	市町村、県	市町村	市町村・地域協議会
効果のモニタリング	有	有り	無	有	有	無	無	有	有	無	無
モニタリング方法	被害状況調査	追跡		出没情報等	アンケート			アンケート	捕獲及び目撃、被害状況		ききとり調査
対策実施直後の効果	有	不明	有	不明	有	無	有	有	不明	有	有
効果の持続性	現在も効果は続いている	調査中	一定の効果はあるものと考えている。	昨年度設置したばかりなので、効果についてはまだ不明	現在も効果は続いている。	効果は継続中	続いている	続いている		現在も効果は続いている。	継続している
課題や改善点		広域に移動する個体の追跡が困難	クマに直接関わったこともないクマレンジャーも多いため、クマレンジャーに対する研修を実施している。	①立木の伐採など作業安全性を確保するため、住民が森林整備の技術研修会に参加し、その知識を他の住民に浸透させた。 ②住民が主体となって、継続的に緩衝帯等を維持・管理する必要があるが、県や町の事業を活用して継続的な活動になるように計画している。	住民主体による継続的な維持管理の体制等が必要である。	自然の力を利用して時間をかけて混交林に転換していくことが効果的である。	電気柵の維持管理が課題。餌に執着している場合には効果が無い場合もある。	有害捕獲が減少したが、大量出沒年には出沒・捕獲がある。	継続的に効果を確かめつつ実施する必要がある。		土地所有者等の承諾が必要

都道府県におけるツキノワグマ出没抑制に向けた取り組み (3/3)

対策名	人と野生鳥獣との共生推進事業	(普及啓発活動)	鳥獣被害緊急対策モデル事業	みどりの森緊急整備事業	針広混交林化
実施年度	平成18～22年度	複数年度	平成20年度	平成18年度	平成22～24年度
対策の概要 (例：バッファゾーン整備、柿の木伐採)	サルやクマをひきつける要因となっているカキもぎ作業を地域住民が実施。	未収穫果樹の収穫や放置果樹の伐採の実施	緩衝帯設置	緩衝帯設置	里に降りてきにくい環境の整備のため、公的整備や企業の森を活用した植栽等による針広混交林化を実施。
対象種	クマ・サル	クマ等	クマ等	クマ等	クマ・イノシシ・サル
実施主体 (例：県独自・市町村独自・国と共同・NPO)	県独自	県、市町村	県	県	企業・県
効果のモニタリング	無	無	無	無	無
モニタリング方法					
対策実施直後の効果	有	有	有	有	有・無
効果の持続性		効果継続	不継続	不継続	
課題や改善点	一部地域だけではなく、実施地域を広げる必要がある。		継続した維持管理が必要	継続した維持管理が必要	